

弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策（全文）

大鰐町

事前に保たれるべき目標						
1 人命の保護が最大限図られること						
リスクシナリオ 1-1 地震による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 <small>注1: 人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応方針の概要 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。				
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方針（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
【住宅・病院・学校等の耐震化】						
<住宅の耐震化> 住民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、県と連携を図りながら、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。	当町においては耐震化率を抑えていないが、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。		住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。 また、引き続き、町民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を整えるとともに、普及・啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	町 県		
<大規模建築物の耐震化> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者等への被害拡大を防ぐため、県と連携を図りながら、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。	当町においては耐震化率を抑えていないが、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。	○	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、県などと連携を図りながら、大規模建築物の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。 また、様々な機会を通じて、耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	町 県		
<公営住宅の耐震化・老朽化対策> ■ 町町該当なし						
<病院施設の耐震化> 平成28年3月に完成された青森県地域医療構想に基づき、医療体制及び規模の適正化を図りつつ、災害時にも医療の提供が可能となる新施設の整備を進めている。	町立大野病院については災害拠点病院の指定は受けていないものの、町内で病床を持つ唯一の医療機関としての役割は大きく、災害時の患者搬送においても対応を求められるものと考ええる。 一方で平成21年度に実施した耐震診断の結果によると、外来診療を行う本館について耐震基準を満たしていないことが判明している。利用患者の安心、安全を確保するためにも新施設の整備と移行を急ぐ必要がある。	○	現施設の耐震化については、既に新施設整備に係る事業に着手していることもあり、財政負担等を考慮すると現実的な判断とはいええない。一方で、令和4年度中には新施設の完成、医療提供体制の移行が完了する予定であるため、それまでの間は最低限の改良等に対応することとする。	町	新施設の整備及び医療体制の移行	
<社会福祉施設等の耐震化> 障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護保険施設（地域密着型特別介護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム）の耐震化を推進する。	耐震化が図られていない障害福祉施設、児童福祉施設等には、引き続き耐震化を推進する必要がある。介護保険施設においては、耐震基準を満たさない施設は現在存在しないが、定期的に施設の耐震について確認、整備を行う必要がある。	○	障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の交付金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。 介護保険施設においては、国が行う耐震フォローアップ調査と連携し施設の耐震化の状況を把握し、問題の認められる施設がある場合には、安全対策、環境の整備を促す取り組み等を行う。	町 事業者等		
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設等の安全対策の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化対策を推進している。	公立学校施設の耐震化率は100%となっているが、経年劣化により外壁等の損耗がある施設が見られることから、老朽化対策が必要である。	○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県などと連携しながら、国の交付金等を活用した大規模改修や建て替えなどを実施する。	町	町立小中学校の耐震化率 100%【H23】	
<建築物等からの二次災害防止対策> 各施設において応急対策を講じるほか、余震等による建築物の倒壊等や被災した宅地からの二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成に取り組むとともに、応急危険度判定に関する協力体制等構築している。	令和2年9月末現在、大野町職員の被災建築物応急危険度判定士は2名、被災宅地危険度判定士は1名登録されているが、円滑に判定活動を実施するため、今後とも登録者数を増やす必要がある。		円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の町職員登録者数の増加に引き続き努める。	町 県		
<ブロック塀等の安全対策> 町が管理する社会福祉施設のブロック塀等の安全点検等を実施している。児童福祉施設についても、例年図で行われるブロック塀等の安全性についての調査に併せて、施設訪問・施設職員への聞き取り等にて安全性を確認しており、介護保険施設（地域密着型特別介護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム）についても、敷地内のブロック塀の安全点検及び改修に取り組んでいる。 また、通学路や避難路等に所在するブロック塀等の所有者等に向けて、安全確認等について注意喚起するとともに、町に相談窓口を設置し、住民等からの相談に対応している。さらに、県と連携を図りながら、ブロック塀等の耐震化の促進に取り組んでいる。	保育所及び認定こども園において、安全性が確保されていないブロック塀等がある施設があり、該当施設にあっては修繕する必要がある。町が管理する社会福祉施設等及び介護保険施設においては、ブロック塀の安全性に問題のある施設は現在存在しないが、定期的に確認、整備を行う必要がある。 また、通学路や避難路等に所在するブロック塀等の安全確認等についても注意喚起し、耐震化を一層促進する必要がある。		ブロック塀等で問題の認められる施設の管理者に対し、広報及びホームページ上において安全対策を促す。 また、保育施設においては、ブロック塀等の安全点検等において問題が認められた施設に対して安全対策工事等を実施するほか、県と連携を図りながら、ブロック塀等の耐震改修等の補助等を実施する。 介護保険施設においては、国が行う安全性のフォローアップ調査と連携し、ブロック塀の安全性に問題のある施設の状態を把握し、問題の認められる施設がある場合には、安全対策・環境の整備を促す取り組み等を行う。	町		

<p><学校施設等の非構造部材の耐震化></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進している。</p>	<p>学校職員が実施してきた従来の点検に加え、文部科学省通知等に基づき、一級建築士又は二級建築士といった有資格者による専門的・技術的な点検を実施する必要がある。</p>	<p>利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、有資格者による点検の実施を促進する。</p> <p>また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等の実施を促進するなど、耐震化を進めていく。</p>	<p>町</p>	
<p><文化財の防災対策の推進></p> <p>地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。</p>	<p>町所有の文化財については消防法に定める防火体制以上の対応（屋外消火栓及び放水銃など）がされているほか、民間の文化財についても国や県などの事業を活用しながら防災対策を推進している。</p>	<p>文化財バトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。</p>	<p>町</p>	
<p>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</p>				
<p><公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>町管理の公共建築物の老朽化対策として、効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、大町町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新・耐震化・長寿命化などの取組を進めている。</p>	<p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新耐震化・老朽化対策などを計画的に行う必要がある。</p>	<p>○</p> <p>全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化を推進する。</p>	<p>町</p>	
<p><市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる役場庁舎の老朽化対策を行っている。</p>	<p>防災拠点となる役場庁舎の耐震化は行っておらず、今後役場庁舎を整備する。</p>	<p>「大町町新庁舎建設基本構想・基本計画」に基づき、今後財政状況を踏まえたうえで、役場庁舎を整備する必要がある。</p>	<p>町</p>	
<p><ため池施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査結果を基に、県と連携して対策を実施している。</p>	<p>県が行っている、ため池の詳細調査の結果を基に、優先順位を定め計画的に耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。</p>	<p>町が管理しているため池は人家に影響はないが、老朽化がみられることから必要最小限の維持管理を実施する。</p>	<p>町 県</p>	
<p>【市街地の防災対策】</p>				
<p><都市公園における防災対策></p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の維持管理に努める。</p>	<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園は、現在、指定管理業務委託されているので、災害時における連携体制の強化に努めることが重要である。</p>	<p>都市公園区域内にある施設は、広域防災拠点として指定を受けているため、平時より防災訓練等防災意識の向上に努め、より一層、県との連携強化に努める。</p>	<p>町 県</p>	
<p style="background-color: red; color: white;"><幹線道路の整備> ■大町町該当なし</p>				
<p>【道路施設の防災対策】</p>				
<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、道路施設の適正な管理に努める。</p>	<p>町 県 国</p>	
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>町 県</p>	
<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を実施している。</p>	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等を実施する。</p>	<p>町</p>	
<p>【鉄道施設の耐震性の確保・体制の整備】</p>				
<p><鉄道施設の耐震性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、鉄道事業者との情報共有を図るとともに、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、鉄道事業者との情報共有を図るとともに、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。</p>	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し、鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。</p>	<p>町</p>	
<p>【空き家対策】</p>				
<p><空き家対策></p> <p>空き家条例の制定や空き家対策計画を策定し、空き家の予防から利活用、適正管理、除却まで総合的な取組を展開している。</p> <p>地震や雪害による空き家の倒壊等を防止するため、危険な空き家の把握に努め、定期的なバトロールの実施や所有者への条例に基づいた指導・助言を行い、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。</p>	<p>大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などを未然に防止するため、倒壊のおそれがある危険な空き家(特定空き家)の解体を促すとともに、活用可能な空き家の適正管理や利活用等をより一層推進し、危険な空き家の発生予防に努める必要がある。</p>	<p>倒壊のおそれ等がある危険な空き家の発生予防から利活用、適正管理、除却などを推進していくため、引き続き空き家の個別相談会、弘前圏域8市町村連携による空き家・空き地バンクの運営、管理不全となっている空き家への緊急安全措置の実施、老朽化し危険な空き家の除却に対する支援等、総合的な取組を実施していく。</p>	<p>町</p>	
<p>【防火対策・消防力強化】</p>				

<p><防火対策> 防火意識を啓発するため、弘前地区消防事務組合では春・秋に火災予防運動を実施しており、住宅火災による被害軽減のため住宅用火災警報器の普及活動等も実施しているほか、火災や危険物事故の未然防止を図るため、消防設備士、危険物取扱者に対し技術向上等に係る講習等を実施している。</p> <p>町では、高齢者施設等(地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム)については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い新たにスプリンクラーの整備が必要となる施設に対してその設置を促進しているほか、消防団でも春・秋の火災予防運動開催の他、年末にも火災予防運動を実施する等、防火意識の向上を図っている。</p>	<p>火災発生件数及び火災による死者数を減少させるため、今後も防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p> <p>また消防設備士、危険物取扱者が社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、新しい知識・技能を習得し、資質向上を図っていく必要がある。</p> <p>町においても、現在消防法の基準に違反する高齢者施設は存在しないが、基準の改正等の状況を確認し、スプリンクラーの設置等必要な改修・整備を行うほか、消防団でも、引き続き継続して防火意識の向上を図る必要がある。</p>	<p>防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、今後も弘前地区消防事務組合及び町消防団において火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。高齢者施設については、基準改正等の状況を確認し、改修・整備が必要な際には国の交付金等を活用し改修・整備を実施していく。</p> <p>また、弘前地区消防事務組合では、消防設備士、危険物取扱者が常に新しい知識・技能を習得し、資質が図られるよう、引き続き講習等を実施する。</p>	<p>町 弘前地区消防事務組合</p>	
<p><消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえ消防体制(施設・人員)の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。</p>	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・支援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・支援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施するほか、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。</p> <p>また、町消防団との連携体制を強化し、あらゆる災害を想定した訓練等も実施する。</p>	<p>町 弘前地区消防事務組合</p>	
<p><消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、地域の実情に応じ、消防団員の確保、また、計画的に消防車両を更新する等して装備の充実を図っている。</p> <p>また、各分団で新入団員募集の呼びかけをしているほか、消防団員として5年以上の経験を有する元消防団員、又は元消防職員を対象に発災時のみに出動する機能別消防団員制度を導入する等して消防団の充実を図っている。</p>	<p>近年、消防団員数は年々減少傾向にあり、令和8年2月1日現在で266人となっていることから、町では地域の消防力を確保するため、今後も消防団員の確保、また、計画的な消防車両の更新等による装備の充実を図る必要がある。</p> <p>また、今後も弘前地区消防事務組合との連携体制の強化を図り、地域の防災力を向上させる必要がある。</p>	<p>町では、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保及び消防車両等の装備の充実を進める。</p> <p>また、弘前地区消防事務組合とも連携しながら効果的な手法の検討、また広報活動や各種訓練等を実施する。</p>	<p>町</p>	<p>【現状】266人(R8.2.1現在)</p>
<p><防災ヘリコプター等の活動の確保> 災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、場外離着陸場に指定している。</p>	<p>現在の場外離着陸場の管理はもとより、必要に応じて新たな離着陸場の検討、申請が必要である。</p>	<p>既存の場外離着陸場については、引き続き都市公園指定管理業者と協力のうえ定期的に現況調査を実施する。場外離着陸場の追加申請等がある場合は、県と連携し、迅速に手続きを実施する。</p>	<p>町 民間</p>	
<p>【避難場所の指定・確保】</p>				
<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所を指定している。</p>	<p>令和8年2月現在、指定緊急避難場所として31箇所、指定避難所として24箇所設定している。避難所については、学校施設や地区集会所等既存施設を活用しているが、全施設の耐震化がなされていないわけではない。また、施設設備等の老朽化等により指定から除外する場合、避難所数の不足が想定される。</p>	<p>避難所の不足を避けるため、災害時の宿泊施設等の活用も視野に入れながら、現在未指定の施設の調査及び指定を推進していく。また、各施設所管課と共に、指定済み施設の老朽化対策等について検討していく。</p>	<p>町</p>	<p>指定緊急避難場所 31箇所 指定避難所 24箇所</p>
<p><福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、協定締結・指定などを行う。</p>	<p>福祉避難所の数が不足しているほか、福祉避難所への誘導する人材の確保・育成が急務となっている。</p>	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、社会福祉施設を運営する法人との連携を強化するとともに、人材の確保、育成にも取り組んでいく。</p>	<p>町</p>	<p>福祉避難所 19箇所 最大収容人数 129人</p>
<p><防災公共の推進> 災害発生時において、集落における安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進しており、町でも県と共に「防災公共推進計画」を策定した。</p>	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、随時住民に危険箇所等の情報提供をする必要がある。</p> <p>また、災害発生時に住民が適切な避難場所及び避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うため、より実践的な住民参加型の防災訓練の方法を検討し、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>	<p>今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する住民参加型の新たな防災訓練の方法を検討し、住民からの意見を踏まえた避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、県と連携して「防災公共推進計画」の見直しを検討していく。</p>	<p>町</p>	
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設や学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進するとともに、施設の安全性の確保についても推進、指導していく。</p> <p>また、災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する高齢者施設の安全・安心を確保するため、浸水想定区域内に立地している高齢者施設を把握し、避難計画の作成の推進と、必要な改修を推進する。</p>	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画作成の促進と、施設の安全性確保の推進及び指導が必要である。</p> <p>また、浸水想定区域に立地する高齢者施設に対しては、避難計画の作成状況と避難訓練の実施状況の確認を行い、必要に応じて指導を行う必要がある。</p>	<p>着実な避難計画作成のため、庁内の関係課、民間団体等と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が着実に進むよう指導・助言する。</p> <p>また、施設において水害対策の改修工事等が必要の際は、国が実施している施設整備交付金等を活用するなどして、必要な改修が迅速に行われるようにする。</p>	<p>町 事業者等</p>	<p>避難確保計画作成状況 ・大野小学校【土砂】 【土砂】作成済み ・大野中学校【洪水・土砂】 【土砂】作成済み 浸水想定区域(高齢者施設) 0.5m未満 3事業所 3m-5m 1事業所</p>
<p>【避難行動支援】</p>				

<p><避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に更新、取扱いなどに注意が必要であり、そのうえで名簿の充実を図る必要がある。</p>	<p>各種個人情報に関係することから、名簿の更新、取扱いなどに注意が必要であり、そのうえで名簿の充実を図る必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新や活用方法など検討していく。</p>	<p>町</p>	<p>名簿登録件数 877件 (令和8年2月末時点)</p>
<p><避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動支援に活用する。</p>	<p>名簿掲載者からの同意を得ていない状況であり、同意を得るための作業を進めていく必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時に活用できるよう、名簿の更新を始め、名簿提供先の体制整備など進めていく必要がある。</p>	<p>町</p>	<p>【名簿提供先】 ・東消防署南分署 ・大町消防防団 ・黒石警察署 ・民生委員 ・町社会福祉協議会 ・自主防災組織等</p>
<p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p>				
<p><自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、県と連携した自主防災に関する研修を実施し、自主防災組織の設立促進を図っている。</p>	<p>災害発生時、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバ率は53.8%（R7.4）であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。</p>	<p>今後更なる自主防災組織設立の促進を図り、活動の活性化に向けて、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施し、自主防災組織の活性化を目指す。</p>	<p>町</p>	<p>自主防災組織数20団体 カバー率 53.8%【R7】</p>
<p><防災意識の啓発> 地域住民の防災意識高揚のため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について町ホームページや防災マップで啓発を行っている。</p>	<p>早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>	<p>町民の防災意識の高揚を目指し、各種講演会や出前講座の場などの実施を検討すると同時に、町民に対する防災意識の啓発を図り、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を促進する。</p>	<p>町</p>	
<p><防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、総合防災訓練を実施している。</p>	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域住民等の防災訓練への積極的な参加を促し、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>	<p>今後も町が主催する総合防災訓練へ積極的に参加するほか、地域特性に応じた町独自の防災訓練の実施も検討していく。</p>	<p>町</p>	
<p><地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有等の推進を図るため、一定地区内の住民が行う自発的に行う災害時の対応を想定した訓練や防災知識の普及啓発等の防災活動に関して計画する地区防災計画策定の促進を図っている。</p>	<p>地区防災計画制度の普及啓発等を行いつつ、大規模災害時における「行政等と連携した自助・共助による災害対策」の促進を図り、住民の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>	<p>地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対する支援及び、地区防災計画について町地域防災計画への規定についても検討する。</p>	<p>町</p>	

事前に仮えるべき目標						
1 人命の保護が最大限図られること						
リスクシナリオ		リスクシナリオを回避するための対応方策の概要				
1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫 <small>※人命に直接関与・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。				
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
【市街地の浸水対策】						
<市街地の浸水対策> 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、排水路の整備・改修等の整備を推進している。	計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、排水路の整備・改修等の対策を進める必要がある。		浸水被害に対する安全度の向上を図るため計画的に排水路の整備を進める。	町 県		
【河川施設等の防災対策】						
<河川関連施設の老朽化対策> 地帯等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策を推進している。	護岸等の河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。		護岸等の河川関連施設について、計画的に老朽化対策等を実施していく。	町		
<遊休地を利用した治水対策> <small>※大鰐町該当なし</small>						
<内水危険箇所の被害防止対策> 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、治水対策等を実施している。	内水による家屋の浸水被害を解消に向けて取組を促進する必要がある。		治水対策事業により雨水管渠等を整備する。	町	治水対策達成率 43.8%	
<農業用ため池の防災対策> 特来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、市町村及び土地改良区等が管理している農業用ため池について県と連携して長寿命化計画の策定が進むよう、技術的な支援を実施している。	県管理の農業用防災ダムについては、老朽化が進行していることから、県が計画的に点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する。市町村及び土地改良区等が管理する農業用ため池については、市町村及び土地改良区が長寿命化計画の策定を行う。		農業用ため池については、最小限の維持管理を実施する。	町		
<農業水利施設の防災対策・老朽化対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、灌漑工等の河川工作物や農業用排水路の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。		農業水利施設については、計画的に施設補修を実施する。	町		
【警戒避難体制の整備】						
<洪水ハザードマップの作成> 洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、県が指定・公表している洪水予報河川の浸水想定区域図を活用し、大鰐町防災マップを作成・配布・公表している。	令和2年9月に、水防法改正に対応した岩木川水系平川洪水浸水想定区域を反映させた洪水ハザードマップを掲載した大鰐町防災マップを作成済み。		大鰐町防災マップの周知（配布等）のほか、有効的な活用方法について検討する。	町	【R2】大鰐町防災マップ作成・配布	
<内水ハザードマップの作成> 集中豪雨やゲリラ豪雨による水害発生に際し、降った雨水が河川などへ排水しきれずに発生する「内水はん濫」の被害をできるだけ軽減するため、町が指定・公表している雨水出水浸水想定区域を活用し、大鰐町内水ハザードマップを作成・公表・配布（予定）している。	令和8年3月に、水防法改正に対応した雨水出水浸水想定区域を反映させた大鰐町内水ハザードマップを作成済み。		大鰐町内水ハザードマップの周知（配布等）のほか、有効的な活用方法について検討する。	町	【R7】大鰐町内水ハザードマップ作成・配布（R8予定）	
<避難指示等発令の支援> 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、県及び地方気象台より水位到達情報等を受けている。	連絡体制を整え、水位到達情報等の情報共有を適切に行う必要がある。		不測の水災害に備え、円滑に避難指示等を発令できるよう、県が作成した洪水タイムラインや地方気象台のホットラインの活用を進める。	町 県		
<避難指示等の発令基準の作成> 住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、「避難情報に関するガイドライン（R3.5）」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害）の避難指示等の発令基準を修正した。	新ガイドラインに基づき修正した避難指示等の発令基準について、危険区域に住む住民の認識も低いことが想定されることから、住民に対し発令前周知を行う必要がある。		新ガイドラインに基づき修正した避難指示等の発令基準について、防災訓練等に際し、同基準の運用訓練も取り入れ、災害時の発令に備える。	町		
<住民等への情報伝達手段の多重化> 住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、令和2年から登録制メールの配信を行っているが、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難指示等の伝達を行っているが、さらに運用を迅速かつ確実にしていく必要がある。		情報伝達手段の多重化を促進し、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的な訓練に対応していく。	町 県	【R2.8】登録制メールシステム導入・運用開始	

<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に陥りかねない独自の通信ネットワークとして、県や防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	<p>県や防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的な保守管理に対応するとともに、県や防災関係機関との情報伝達訓練などにも対応し、発生時を想定して担当職員以外のシステム操作力の向上を図る。</p>	<p>町 県</p>	
【避難所の指定・確保】				
<p><指定緊急避難場所及び指定避難所></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
<p><防災公共の推進></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
<p><都市公園における防災対策></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
【避難行動支援】				
<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>※再掲</p>				
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>※再掲</p>				
【消防力の強化】				
<p><消防力の強化></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
<p><消防団の充実></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】				
<p><水防災意識社会構築ビジョンの取組></p> <p>一級河川である岩木川において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動・水防活動や「洪水お知らせメール」サービスなど災害情報のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域岩手市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>	<p>一級河川においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、「減災対策協議会」を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、引き続き、国・県とともに氾濫被害の最小化を目指す対策を進める必要がある。</p>	<p>岩木川水系平川上流において、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、国・県と連携して「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を推進するとともに、岩木川水系平川上流の支川についても、同等の対策を推進していく。</p>	<p>町 国 県</p>	
<p><防災意識の啓発></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>※再掲 1 - 1</p>				
<p><水防団の充実強化></p> <p>近年、消防団員は年々減少しており、町で地域に密着し、水防活動において重要な役割を果たす水防団について、その役割を消防団が兼ねており、各地域の実情に照し、団員の確保と技術力の向上を図っている。</p>	<p>近年、消防団員は年々減少しており、町では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。また、引き続き、消防団員の処遇改善等についても検討していく必要がある。</p>	<p>引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、水防訓練等を通じて水防工法等の技術力の向上を図っていく。</p>	<p>町</p>	

<p>事前に優先すべき目標</p> <p>1 人命の保護が最大限図られること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応策の提示</p> <p>火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【警戒避難体制の整備】					
<p><土砂災害ハザードマップの作成・公表></p> <p>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを掲載した大町防災マップを作成・公表している。</p>	<p>平時から、災害発生時における警戒避難につながる現状を構築する必要があることから、住民に対し、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する必要がある。</p>		<p>今後も継続的に土砂災害ハザードマップや土砂災害に関する知識等を掲載した大町防災マップを活用し、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。</p>	町	【R2】大町防災マップ作成・配布
<p><避難指示等発令及び自主避難のための情報提供></p> <p>土砂災害に関して、的確に避難指示等の発令を行うことができるよう、また、住民が自主避難できるよう、県と連携し、判断材料となる情報収集を行う。</p>	<p>土砂災害に関して、避難指示等を発令するタイミングや対象地域の的確な判断、また、住民には的確な自主避難の判断が求められていることから、その判断材料の積極的な収集が必要である。</p>		<p>県や地方気象台と連携しながら、土砂災害警戒情報を収集し、必要に応じて的確な避難指示等を実施していく。</p>	町	
【農山村地域における防災対策】					
<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を県と連携しながら整備している。</p> <p>ダムや水田などの雨水の貯留機能を發揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定や対策を進めるとともに、引き続き必要箇所の整備など、県と連携し、事業を推進する必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂前線防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・發揮するため、地域や施設の状態を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>		<p>荒廃地等(荒廃するおそれのある場所、遊休農地等を含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現存の施設の状態を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>ダムや水田などの雨水の貯留機能を發揮できるように、県と連携しながら農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。</p>	町 県	
<p><農業用ため池の防災対策> ※再掲</p>					
【警戒避難体制の整備】					
<p><岩木山の警戒避難体制の整備></p> <p>■大町町該当なし</p>					
<p><八甲田山の警戒避難体制の整備></p> <p>■大町町該当なし</p>					
<p><十和田の警戒避難体制の整備></p> <p>平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成28年3月に設置した十和田火山防災協議会において、「十和田火山避難計画」の作成を進めている。</p>					
<p><火山の警戒体制の強化></p> <p>火山噴火時の土砂災害対策のため、火山噴火緊急減災対策事業を推進している。</p> <p>(岩木山、八甲田山、十和田)</p>	<p>火山噴火活動時の土砂災害対策について、ハード・ソフト両面の対策が不備であることから、県と連携して行動計画(タイムライン)を策定する必要がある。</p>		<p>作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について検討しながら、避難計画も検討し、国や県、関係市町村と連携しながら防災対策の強化を図っていく。</p>	町 県	
【登山者の安全対策】					
<p><登山者等の安全対策></p> <p>■大町町該当なし</p>					
<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>■大町町該当なし</p>					
【避難場所の指定・確保】					
<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>※再掲 1-1</p>					
<p><福祉避難所の指定・協定締結> ※再掲 1-1</p>					
<p><防災公共の推進> ※再掲</p>					
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策> ※再掲 1-1</p>					
<p><都市公園における防災対策> ※再掲 1-1</p>					
【避難行動支援】					
<p><避難行動要支援者名簿の作成> ※再掲 1-1</p>					
<p><避難行動要支援者名簿の活用> ※再掲 1-1</p>					
【消防力の強化】					
<p><消防力の強化> ※再掲 1-1</p>					
<p><消防力の充実> ※再掲 1-1</p>					

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】				
<p><土砂災害に対する防災意識の啓発></p> <p>土砂災害警戒区域等や土砂災害に関する知識を掲載した大規模防災マップを配布し、土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図っている。</p>	<p>土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことが想定されることから、普及啓発活動を継続しながら、同活動について充実を図っていく必要がある。</p>	<p>地域住民の土砂災害に対する防災意識の一層の向上に向けて、より充実した普及啓発活動を実施できる取組を行う。</p>	<p>計</p>	
<p><火山に対する防災意識の啓発></p> <p>十和田火山においての火山現象による影響範囲や、避難場所の位置等を示した「火山防災マップ」の作成を検討している。</p>	<p>近年は県内における火山噴火の実績がなく、地震、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、住民に対する火山に対する防災意識の普及啓発を実施していく必要がある、それに伴う火山防災マップの作成も検討する必要がある。</p>	<p>火山に対する防災意識の向上を図るため、有益な防災情報の周知が可能となるよう、火山に対する防災知識や避難場所等を掲載した火山防災マップ等の作成を検討する。</p>	<p>計</p>	
<p><自主防災組織の設立・活性化支援> ※再掲</p> <p>1 - 1</p>				

<p>事前に低減するべき目標</p> <p>1 人命の保護が最大限図られること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-4 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応施策の概要</p> <p>暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【道路交通の確保】					
<p><除排雪体制の強化></p> <p>降雪等による道路交通の阻害を解消するため、道路パトロールを行い、社会の動向や地域の特性を考慮した効果的な除排雪業務を実施している。</p>	<p>局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、天候に応じて道路パトロールや除排雪体制を強化するとともに、国・県との連携強化を構築する必要がある。</p>		<p>局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、天候に応じて道路パトロールや除排雪体制を強化するとともに、国・県との連携強化を図る。</p>	<p>町</p>	<p>除排雪路線延長 L-90.6km</p>
【防雪施設の整備】					
<p><防雪施設の整備></p> <p>冬期間における交通障害となる坂道の凍結防止や幹線道路の備後確保等に向けて、防雪施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、雪により道路の状況が悪化する箇所について、道路パトロールを行い、除排雪による解消対応を実施している。</p>	<p>防雪施設について、老朽化による施設の改修や、各地区における除雪施設の要望を考慮し、施設整備の必要な箇所については、新たに整備計画の検討を進める必要がある。また、豪雪年を踏まえ、迅速な排雪作業に必要な新たな雪置き場の整備を進める必要がある。</p>		<p>冬期間における交通障害となる坂道の凍結防止等に向けて、これまでとおり道路パトロールを行い、除排雪による解消対応を実施するとともに、防雪施設の整備計画の検討や老朽化対策を実施する。また、豪雪年を踏まえ、迅速な排雪作業に必要な新たな雪置き場の整備を図る。</p>	<p>町 県 国</p>	<p>ロードヒーティング設備延長 L= 2.5km 融雪溝整備延長 L=11.0km</p>
【代替交通手段の確保】					
<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図っている。</p>	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、鉄道事業者と情報共有を図る必要がある。</p>		<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、鉄道事業者と一層の情報共有を図っていく。</p>	<p>町</p>	
【情報連携の確保】					
<p><情報連携利用環境の強化> ※再掲1-3</p>					
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
<p><冬季の防災意識の啓発></p> <p>豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、除雪作業中の事故等の防止を図るため、町のホームページにより啓発を行っている。</p>	<p>雪下ろし事故の発生防止や、降雪・雪前等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。</p>		<p>引き続き、雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳寒期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。</p>	<p>町</p>	

<p>事前に伝えるべき目標</p> <p>1 人命の保護が最大限図られること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【行政情報連絡体制の強化】					
<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>> ※再掲 1-3</p>					
【住民等への情報伝達手段の多様化】					
<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>※再掲 1-2</p>					
<p><情報通信利用環境の強化> ※再掲 1-3</p>					
<p><障がい者等に対するICT利活用支援></p> <p>■ 大町町該当なし</p>					
<p><障がい者等に対する避難情報伝達></p> <p>災害発生時における障がい者等の安全な避難を確保するため、町内の福祉施設に個別受信機を設置している。</p>	<p>障がい者等の避難行動要支援者は、障がいの程度により外部からの情報を得られにくいいため、避難情報が障がい者等にも確実に伝わるようより充実した伝達手段も検討するほか、地域の自主防災組織等が障がい者をはじめとする避難行動要支援者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。</p>		<p>障がい者等の避難行動要支援者は、障がいの程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障がい者等にも確実に伝わるようより充実した伝達手段も検討するほか、障がい者等に係る避難行動の直接支援の有り方を検討していく。</p>	町	
<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応により、町の防災情報提供体制が充実し、災害発生時においても自力で情報収集、避難ができる体制整備を進めている。</p>	<p>町の宿泊施設や観光施設などの外国語表記やWi-Fi利用環境整備が必要であるため、観光事業者等が行う外国人観光客受け入れのための取組に係る支援を行ったこともあがるが、事業者の外国人観光客受け入れに対する意識が低く、支援の活用率は低かった。まずは、町内事業者の意識の醸成が前提であるが、環境整備と災害時における防災関連情報取得との結び付けを図りながら、外国語に対応した防災情報等を提供できるよう、その多様な手段等についても検討する必要がある。</p>		<p>外国人観光客が安心して当町を旅行できるようにするため、引き続き町内の観光施設・宿泊施設のWi-Fi利用環境整備など、事業者の取組に対する支援を行い、受入環境の充実を図る。また、防災関連情報の発信方法についても検討していく。</p>	町	
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
<p><防災意識の啓発> ※再掲</p>					
<p><防災情報の入手に関する普及啓発></p> <p>災害発生時において、住民等が確実に防災情報入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、町HPや大町町防災マップの配布を通じて普及啓発を行っている。</p>	<p>災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。</p>		<p>停電発生時における様々なICT機器を活用した防災情報入手の方法や充電対策等についての普及啓発も検討する。</p>	町	
<p><地区防災計画策定の推進> ※再掲</p>					
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】					
<p><防災教育の推進></p> <p>児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育を行っている。また、学教生理解習課及び総務課が連携しながら取り組む防災教育の実施を検討している。</p>	<p>災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。</p>		<p>各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、普及啓発活動の充実を図るとともに、教職員や児童生徒も参加する防災訓練等の実施も検討していく。</p>	町	
<p><学校防災体制の確立></p> <p>学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアル等の計画を策定し、避難訓練等を実施している。</p>	<p>危機管理マニュアル等の計画については、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。</p>		<p>各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対応活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアル等の計画の検証や見直しを推進する。</p>	町	<p>避難確保計画作成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大町小学校【土砂】 ・【土砂】作成済み ・大町中学校【洪水・土砂】 ・【土砂】作成済み

事前に促されるべき目標					
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること					
リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 <small>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応策の概要 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【支援物資等の供給体制の確保】					
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市は、住民が各家庭や職場で、平時から最低3日分の食料を備蓄するよう、啓発しており、町でも被災者のための食料備蓄を進めている。 また、災害発生時における飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を飲料水メーカー、ホームセンターと締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	住民等の家庭内備蓄について、より充実した啓発活動を実施する必要がある。また、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、今後も協定締結を推進するなど、更なる備蓄の確保を図る必要がある。	○	住民の家庭内備蓄について、より充実した啓発活動をするともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する町の災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	町	関連協定締結数 2件 町災害用備蓄食料 [R4] 1800人分備蓄完了(100%)
<災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等を調査・検証し、道路、空港等の物流インフラの強化策を検討している。	大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。		災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等の強化検討を進めていく。	町	
<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、関係機関との連絡体制の構築について検討している。	災害発生時の石油燃料供給の確保が必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。		災害発生時の石油燃料供給の確保が必要であることから、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制の維持・強化を図る。	町	
<避難所等への燃料等供給の確保> 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、町と（一社）青森県エネルギー協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。		災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定について検討していく。	町	
<避難所における水等の確保> 災害発生時における避難所の水を確保するため、水道事業者において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行っており、町総合防災訓練等を通じて連携を図っている。 また、災害発生時における被災者の飲料水等を確保するため、飲料水メーカー及びホームセンターと協定を締結している。	物資の不足が生活環境の悪化につながるよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。		災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、住民への飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、住民の備蓄の補充として町の公助による飲料水等の備蓄を進める。また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定、緊急輸送に関する協定の締結を推進する。	町 久吉ダム水道企業団	
<災害応援の受入体制の構築> 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国市長会及び県を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等、体制を整備している。 （被災市町村応援職員確保システムなど）	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確保に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 また、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。		応援職員の受入れを円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の整備を推進する。 また、必要な技術職員等を確保に確保できる仕組みの構築を推進する。	町	
<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、他自治体等からの応急処置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。		物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	町	
<要配慮者（難病疾患等）への医療的支援> 要配慮者（難病疾患等）への各種治療については、町立大鵬病院の医療体制では対応が難しいことから、避難者等においては、適切な処置が可能な医療機関への取り次ぎにより対応を行う。	災害時に要配慮者（難病疾患等）を取り次ぐべき対応の整理と災害時に受け入れ可能な医療機関の把握及び当該医療機関との連携に課題がある。 また、他避難者等への適切な処置及び医療機関への振り分け等を行う体制及び人材づくりも課題となっている。		要配慮者（難病疾患等）の対応可能な医療環境の確保を図るほか、避難者等への適切な処置及び医療機関への振り分けなどを行う体制・人材づくりについて検討していく。 また、町立大鵬院内においては、対応の整理と受入可能な医療機関との連携を常時から実施することや、有事に備えた訓練の実施が必要である。	町	

<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>町立大野病院においては、基本的に入院患者への院内処方と外来診療に使用する薬品を薬局にて管理しており、日常時使用する用量を把握したうえで有事の際にも対応できるストックの確保を行っている。</p>	<p>薬局スタッフの人員に限られ、有事の際薬品等の確保に係る人手不足が懸念される。また、薬品等の納入業者との協定等を締結している状況でもなく、有事の際の薬品等の納入についても脆弱な部分がある。</p>	<p>常時から、院内で使用する薬剤等の使用量を十分把握しながら、引き続き在庫管理にて有事の際に備える必要がある。また、納入業者との災害協定等の締結についても検討していく。</p>	
<p>【水道施設の防災対策】</p>			
<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時において、給水機能を確保するため、アセットマネジメント計画に基づき水道施設の耐震化・老朽化対策を進めている。</p>	<p>アセットマネジメント計画に基づき、老朽化施設や老朽管の増加に対し、施設の更新及び耐震化を進めていく必要がある。</p>	<p>○</p> <p>災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメント計画に基づく耐震化事業の実施など水道事業者における取組を推進していく。</p>	<p>久吉ダム水道企業団 町</p> <p>基幹管路の耐震化率 4.7% (R3)</p>
<p><応急給水資機材の整備></p> <p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。</p>	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急給水資機材の整備を図る必要がある。</p>	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。</p>	<p>久吉ダム水道企業団 町</p>
<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。</p>	<p>災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。</p>	<p>災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。</p>	<p>久吉ダム水道企業団 町</p>
<p>【道路施設の防災対策】</p>			
<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲</p>			
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲</p>			
<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲</p>			
<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補完・完路は国が災害時の道路閉鎖・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	<p>地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>	<p>迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。</p>	<p>町</p> <p>町道管理延長 L=210km 農道管理延長 L=137km</p>
<p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p>			
<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> ※再掲</p>			
<p>【食料生産体制の強化】</p>			
<p><食料生産体制の強化></p> <p>県では、「攻めの農林水産業」を展開しており、その一環として、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」等を推進している。これら事業と連携しながら食料生産体制の強化を図っている。</p>	<p>農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進している県と連携した取り組みを実施する。</p> <p>農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。</p>	<p>町</p> <p>トマト収穫量 515 t 【R1】 → 650 t 【R5】</p>
<p><農業・水産施設の老朽化対策> ※水産町該当なし</p>			

<p>事前に保えるべき目標</p> <p>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方針の概要</p> <p>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方針（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【集落の孤立防止対策】					
<p><集落の孤立防止対策></p> <p>県では、災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」の取組を推進しており、県と連携しながら、「防災公共推進計画書」を作成し、地震・大雨等により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p>	<p>防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。</p>		<p>災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。</p>		
【孤立集落発生時の支援体制の構築】					
<p><孤立集落発生時の支援体制の確保></p> <p>孤立集落が発生した場合は、取り残された住民の人数を把握し、必要数の食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるが、食料や資機材等の輸送に係る広域連携体制の構築が必要である。</p>	<p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>		<p>県や防災関係機関等と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について、検討していく。</p>		
【代替交通・輸送手段の確保】					
<代替交通手段の確保> ※再掲					
<p><代替輸送手段の確保></p> <p>青森では災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐高強化岸壁を整備しているほか、空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めており、当町においても県と連携しながら代替輸送手段の確保について検討を進める必要がある。</p>	<p>海路、空路の施設を持ち合わせない当町は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりにかないことから、県と連携しながら、代替輸送手段の確保に取り組む必要がある。</p>		<p>海路、空路の施設を持ち合わせない当町は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりにかないことから、県と連携しながら、代替輸送手段の確保に取り組む必要がある。</p>		
【防災ヘリコプター運行の確保】					
<防災ヘリコプター等の活動の確保>					
※再掲					
【ドクターヘリの運行の確保】					
<p><ドクターヘリの運航確保></p> <p>県では、救急医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを2機保有・運用し、災害発生時でも円滑な救急活動を行うため、運航要領を整備しているほか、各種災害訓練に参加するなど、北東北三県による広域連携体制を構築している。</p>	<p>災害発生時においても、機動的に2機のドクターヘリの運行確保を図るため、引き続き、県と連携した取り組みを進めていく必要がある。</p>		<p>災害発生時においても、機動的に2機のドクターヘリの運行確保を図るため、引き続き、県と連携した取り組みを進めていく。</p>		
【情報通信の確保】					
<情報通信利用環境の強化> ※再掲					
【道路施設の防災対策】					
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲					
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲					
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲					
<道路における障害物の除去> ※再掲					
<p><復旧作業等に係る技術等の確保></p> <p>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去作業）を速やかに実施するため、青森県解体工事業協会津軽支部と協定を締結する等して、官民連携による対応力強化を図っている。</p>	<p>大規模災害発生時に、速やかな応急対策が必要となることから、建設関連企業との連携の強化や、技術者不足を補うため、県との連携による災害時の技術者の確保に努める必要がある。</p>		<p>青森県解体工事業協会津軽支部と締結している災害時における建築物等の解体撤去に関する協定等の既存の取組による対応力強化に組んでいる。</p> <p>また、町の建設業協同組合との協議により、災害時における応急対策業務に必要な作業単位の業務委託契約を締結しており、速やかな応急措置を進めるために官民連携による対応力強化にも引き続き取り組んでいる。</p>		

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること</p>						
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態</p> <p>※人命に直接的・重大な被害を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方針の提示</p> <p>自衛隊、警察、消防等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る</p>				
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】						
＜市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策＞ ※再掲						
【災害対策本部機能の強化】						
<p>＜災害対策本部機能の強化＞</p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する大規模災害対策本部については、国や県、防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、毎年総合防災訓練を実施している。</p>	<p>災害に関する情報の収集、災害応急対応の方針、市町村や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や各部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。</p>		<p>災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き総合防災訓練を実施する。</p>	町		
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】						
<p>＜災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化＞</p> <p>区域内の消防力では対応できない場合に備え、県内消防事務組合等の連携を図っている。</p> <p>なお、県では、災害発生時に県内の消防力では対応できない場合に消防庁を通じて出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定しており、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練も実施している。</p>	<p>県内消防事務組合等との連携を図るとともに、県とも連携し、より広域な場合を想定した訓練等の必要がある。</p>		<p>県内消防事務組合等との連携を図るとともに、県とも連携し、より広域な場合を想定した訓練等を検討する。</p>	町 弘前地区消防事務組合 県		
<p>＜防災航空隊への航空支援＞</p> <p>大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるように、県において県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。</p>	<p>大規模災害時に航空支援を受けることが出来るよう、引続き県と連携した体制構築が必要である。</p>		<p>大規模災害時に航空支援を受けることが出来るよう、引続き県と連携した体制構築を図っていく。</p>	町 県		
<p>＜医療従事者確保に係る連携体制＞</p> <p>町立大鰐病院が提供可能な災害時医療については、限定的な部分もあり、提供できる医療従事者の確保には努めるが、高度な医療の提供やそれに伴う従事者の確保については、D・M・A・T等の活動拠点となる災害拠点病院との連携が常時より必要となる。</p>	<p>災害時の医療提供に係る災害拠点病院との連携が必要であるが、なかなか情報連携等が取れない状況である。</p> <p>また、院内においても日常的な防災訓練は実施しているものの、まだまだ災害時の対応について職員スキルを高める必要がある。</p>		<p>町立大鰐病院においては、職員スキルを高めるための研修や院内防災訓練の内容の見直しを行い、同病院が災害時提供できる医療に対応する従事者の教育を実施する必要がある。災害拠点病院との連携等については、地域域（2次医療圏等）な検討・協議が必要となってくる。</p>	町 近隣市町村		
<p>＜総合防災訓練の実施＞</p> <p>大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けた総合防災訓練を実施している。</p>	<p>他地域における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複発の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>		<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じた発生可能性が高い複合災害の他、インフルエンザやコロナウイルスなどの感染症防止も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p>	町	<p>総合防災訓練実施 1回/年</p> <p>【R1】→総合防災訓練実施(1回)</p> <p>【R2】→新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、町職員のみを対象とした避難所開設・設置訓練実施(1回)</p> <p>【R3】→新型コロナウイルス感染拡大のため開催中止</p> <p>【R4】→新型コロナウイルス感染拡大のため開催中止</p>	
<p>＜図上訓練の実施＞</p> <p>災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練の実施及びその方法を検討している。</p>	<p>職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、年1回以上の図上訓練を実施する必要がある。</p>		<p>災害発生時、迅速に災害対策本部を設置・運営できるように、また、防災関係機関と連携し、適切な応急対策が実施できるように、年1回以上の図上訓練の実施及びその方法について検討していく。</p>	町		
【救急・救助活動の体制強化】						
＜消防力の強化＞ ※再掲						
＜消防団の充実＞ ※再掲						
<p>＜災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成＞</p> <p>■ 大鰐町該当なし</p>						

<p><救急・救助活動等の体制強化> 災害発生時における救命率の向上を図るため、メディカルコントロール協議会を設置し、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実を図っている。 また、各消防本部が行う救急救命士の新規養成等を支援しているほか、救急救命士に対する講習等を実施している。 消防職員に救急や救助に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急・救助活動を実施できるよう、消防学校において教育訓練を実施している。</p>	<p>災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質向上を図るため、講習等を実施する必要がある。 また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を發揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する必要がある。</p>	<p>災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質向上を図るため、講習等を実施する必要がある。 また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を發揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する。</p>	<p>弘前地区消防事務組合 県 市</p>	
<p>【支援物資等の供給体制の確保】</p>				
<p><災害応援の受入体制の構築> ※再掲</p>				
<p><救護物資等の受援体制の構築> ※再掲</p>				
<p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p>				
<p><防災意識の啓発> ※再掲</p>				
<p><防災訓練の推進> ※再掲</p>				
<p><自主防災組織の設立・活性化支援> ※再掲</p>				
<p><地域防災リーダーの育成> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動等が可能となるよう地域防災のリーダーとなる人材が必要のため、各区会長を対象に毎年の総合防災訓練への参加を呼びかけている。</p>	<p>地域防災リーダーの人材育成のため、自主防災組織設立等の取組を実施する必要がある。</p>	<p>地域防災リーダーの人材育成のため、自主防災組織設立等の取組を実施するとともに、青森県防災支会等の関係機関と連携し、各区会長や区会を対象に、防災に関する研修等の実施も検討していく。</p>	<p>市</p>	
<p><地区防災計画策定の推進> ※再掲</p>				

事前に備えるべき目標					
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること					
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 <small>※大規模地震的・重大影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応策の概要 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】					
<石油燃料供給の確保> ※再掲					
<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、大規模地区石油協議会との連携を図る。	災害発生時において、緊急車両等への応急対策等を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要である。		災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的な訓練の実施について検討していく。	町	
<医療施設の燃料等確保> 災害発生時の医療機能確保のため、非常用電源装置の設置・メンテナンス及び燃料等の確保に係る取組みが必要である。	非常用電源装置についてはメンテナンス等により稼働確認を行っているものの、当該機器を作動させるためにも燃料が必要となる。一方で、災害時には燃料等の需要が平常時よりも高まるため、優先的に燃料等を確保するための対策が必要である。	○	非常用電源装置については、現在も行なっている1カ月ごとの点検運転の実施と、年1回のメーカー保守点検業務を実施し、有事の際に稼働するための対応を継続する。燃料等の確保については、最低限の施設内備蓄を行うと共に、災害時の燃料供給に係る協定等の締結についても検討していく。	町 県	
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】					
<防災ヘリコプターの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航するための燃料の提供依頼に対応できるよう、県において供給体制を構築している。また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。	県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図る必要がある。		県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図っていく。	町 弘前地区消防事務組合	
<ドクターヘリの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航するための燃料の提供依頼に対応できるよう、県において供給体制を構築している。	県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図る必要がある。		県と連携しながら、航空燃料の備蓄体制の強化、供給体制の確保を図っていく。	町 弘前地区消防事務組合	
【道路施設の防災対策】					
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲					
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲					
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲					
<道路における障害物の除去> ※再掲					

事前に保えるべき目標					
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること					
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足 <small>個人命を直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応方策の概要 祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【帰宅困難者の避難体制の確保】					
<観光客の避難体制の強化> 災害発生時の観光客の安全確保を図るため、災害発生時を想定した観光客への適切な対応体制の整備を推進している。	個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、観光客に安全・安心に滞在してもらえる受入環境を整備する必要がある。		外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や市町村、警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。	町事業者等	
<観光客等に対する広域避難の強化> 災害発生時に観光客が安全に避難できる指定避難所を指定している。	町内で開催される祭りなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、被災市町村の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、移動手段別に、安全な宿泊施設への誘導や、周辺市町村などへ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。		宿泊施設や、周辺市町村等へ避難する広域避難等について、災害時に円滑に避難が実施できるよう調整機能及び連携体制を検討のうえ、充実・強化を図る。	町事業者等	
【支援物資等の供給体制の確保】					
<非常物資の備蓄> ※再掲					
<応急給水資機材の整備> ※再掲					
<災害応援の受入体制の構築> ※再掲					
<救援物資等の受援体制の構築> ※再掲					
【情報伝達の強化】					
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> ※再掲					
<交通規制等の交通情報提供> 県や警察と連携しながら、通行止めなど県では、自動車運転者等に県内の道路の交通規制状況を把握してもらうため、県において「青森みち情報」HPや道路情報板で通行止めなどの交通情報を提供している。	県や警察と連携しながら、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、道路利用者理解と協力を促していく必要がある。		引き続き県や警察と連携し、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、道路利用者の理解と協力を促していく。	町	
【帰宅困難者の輸送手段の確保】					
<バスによる帰宅困難者の輸送> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、道路維持を図るための取組を行っている。	災害発生時における人員輸送について、引き続き、バス事業者等と情報共有を図るほか、連携体制構築に向けて対応を検討していく必要がある。		引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る取組を図るほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	町事業者等	

事前に備えるべき目標					
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること					
リスクシナリオ		リスクシナリオを回避するための対応方針の提示			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築を図る。また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。			
個人余に直接影響を及ぼすリスクシナリオ					
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【病院・福祉施設等の耐震化】					
＜病院施設の耐震化＞ ※再掲					
＜社会福祉施設の耐震化＞ ※再掲					
【災害発生時における医療提供体制の構築】					
＜災害時医療の連携体制＞ 災害発生時において、地域防災計画に基づき、迅速な医療救護活動を実施するため、医師の派遣・救護班の編成に関する協定を南黒医師会と締結している。	災害拠点病院での適切な医療行為を確保するため、二次医療圏内の連携体制構築に向けて、地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施について、青森県において推進しているところであり、当圏域においても災害医療訓練を実施する必要がある。		地域防災計画に基づいた訓練の実施及び情報共有を行う連携体制の構築を促していく。	町	
＜災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成＞ ※再掲					
＜医療従事者確保に係る連携体制＞ ※再掲					
＜保健医療の連携体制＞ 県では、災害発生時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施しており、必要に応じて研修等への参加を行っている。	県と連携しながら体制強化、人材育成について検討する必要がある。		県が実施している研修等に参加し、研修で得た知識を有効に活用しながら人材育成に反映させていく。	町	
＜応急手当等の普及啓発＞ 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、消防機関等において救命講習を実施している。	相当な割合を占める特傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。		引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防機関等が実施している救命講習への受講を促していく。	弘前地区消防事務組合 町	普通救命講習 大船町消防団実施 1回/年
＜医療機関における水源の確保＞ 町立大鵬病院の施設給水については、受水槽からの給水方式をとっており、災害時において上水本管に障害が生じても、数時間の水源確保は可能である。また、飲料用水については別に3日分を備蓄している。	受水槽からの給水は可能であるが、受水槽への給水が断つとすれば水源を失うこととなるため、この場合の水源確保対策を予め講じておく必要がある。		上水管を管理する水道事業部局との連携は必須であると共に、備蓄水の適正確保等の対応を図っていく。	町 久吉ダム水道企業 顧問	
＜広域搬送の体制の確保＞ 県では、災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置することとして、資機材を整備している。	多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地外に搬送する場所等の確保に係る支援が必要である。		広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き県等と連携し、広域医療搬送の体制構築に協力するとともに、広域医療搬送を想定した訓練等の実施及びその方法について検討していく。	町	
＜お薬手帳の利用啓発＞ 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の普及啓発に向けて、「薬と健康の週間」の際、ポスター掲示等を行っているほか、県薬剤師会及び薬局において、「お薬手帳」の携行について、普及啓発を図っている。	「お薬手帳」を作成・携行してもらえよう普及啓発を図る。		災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、薬剤師会と連携しながら、ポスター掲示で周知する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	町	
【ドクターヘリの運行確保】					
＜ドクターヘリの運航確保＞ ※再掲2-2					
【防災ヘリコプターの運航の確保】					
＜防災ヘリコプター等の活動の確保＞ ※再掲1-1					
【避難者の健康対策】					
＜避難所外避難者の対策＞ 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、県において保健医療に係わる機関で統一した様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。	県と連携しながら、軍中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 また、迅速な被災者支援のため被災者治療体制の事前準備を促進する必要がある。		引き続き、県と連携しながら、体制強化を図りながら、被災者治療体制のための事前準備等を促していく。	町	

<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、県において保健医療に係わる機関で統一的な格式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>	<p>メンタルの問題から被災者が健康を志すことがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>	<p>災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、県と連携しながら、保健医療調整本部の体制の強化、広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。</p>		
<p>【要配慮者への支援等】</p>				
<p><要配慮者等への支援></p> <p>県では、災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制の構築を図っている。</p>	<p>災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要する。</p> <p>また、要配慮者への支援の体制が十分に構築されていないことから、引き続き、要配慮者支援の啓発を実施する必要がある。</p>	<p>県と連携しながら、災害発生時における要配慮者の支援体制の構築を図る。</p>	<p>町</p>	
<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を確立させるため、男女共同参画の在り方を考慮した避難所運営の在り方等について検討している。</p>	<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあったり、プライバシーの確保等について、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>	<p>男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援ができるよう、男女共同参画の在り方を考慮した避難所運営に関する取組等を促進する。</p>	<p>町</p>	
<p><心のケア体制の確保></p> <p>何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。</p>	<p>災害発生時においては、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを強化する必要がある。</p>	<p>災害発生時には、こころのケア実施の支援体制等が必要となることから、県と連携し、役割分担を踏まえた連携体制を検討していく。</p>	<p>町</p>	
<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷性ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、学校危機対応緊急支援チームを設立し、児童生徒の心のサポートにあたる。</p>	<p>災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。</p>	<p>県と連携し、被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。</p>	<p>町</p>	
<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> ※再掲</p>				
<p><動物救護対策></p> <p>災害発生時に動物愛護の観点から必要な動物救護活動を行うため、県において「災害時における動物救護活動マニュアル」を作成するとともに、被災動物の一時保管用ケージ等の物品の備蓄、ボランティアリーダーの育成研修や飼い犬のしつけ方教室の開催、避難訓練等を実施している。</p>	<p>町では災害発生時の動物救護について検討出来てはいるが、避難所への同行は容易に想定されないことから、対応についての検討が必要である。</p>	<p>避難所での動物飼育対応等について関連部局と連携し、災害時における動物救護の取組について検討する。</p>	<p>町</p>	
<p>【道路施設の防災対策】</p>				
<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲</p>				
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲</p>				
<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲</p>				
<p><道路における障害物の除去> ※再掲</p>				

<p>事前に定めるべき目標</p> <p>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること</p>						
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>※人命に直接的・重大な被害を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方針の概要</p> <p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。</p>				
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方針（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
【感染症対策】						
<p><避難所における衛生環境の維持></p> <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、風呂等が必要であり、県では、市町村の避難所運営に必要な資機材の備蓄を進めている。</p>	<p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、風呂等の物資等について、備蓄の他、メーカー等と協定を締結しており、引き続き協力・連携する体制を構築する必要がある。</p>		<p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資調達に関する協定の締結等も検討するとともに、県内全市町村や他都道府県からの応援体制の確立・強化を図る必要がある。また、県と連携し、備蓄目標、役割分担等の在り方について検討し、推進する。</p>	町 県		
<p><感染症への意識向上及び対応策の整備></p> <p>災害発生時における感染症の発生に迅速な対応ができるよう、コロナウイルス等の感染症の拡大を前提とした避難所開設・運営訓練を実施している。また、感染症対策に対応した避難所運営マニュアル等の策定を推進する。</p>	<p>今後も引き続き、災害時における感染症等への意識向上を図る必要があるほか、感染症対策を考慮した訓練を検討・実施していく必要がある。</p>		<p>今後も引き続き、県や関係機関と連携しながら、災害時における感染症について普及啓発していくほか、感染症対策を考慮した訓練を検討・実施していく必要がある。</p>	町		
<p><予防接種の促進></p> <p>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、町の助成制度等を活用した予防接種の実施を促している。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症をはじめとする多種多様な感染症に対応しなけれ（ばならない）。</p>		<p>町保健福祉課やその他関係機関との連携により、予防接種が必要であると考えられる対象者の把握や予防接種の促進等を更に進める必要がある。</p>	町		
【下水道施設の機能確保】						
<p><下水道施設の耐震化・老朽化・耐水化対策></p> <p>災害発生時において、公衆衛生を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の老朽化対策を今後実施予定である。</p>	<p>下水道施設のストックマネジメント計画により適切な下水道施設の老朽化対策を進めていく必要がある。</p>	○	<p>災害発生時の汚水処理機能確保に向けて、町管理の下水道施設についてストックマネジメント計画を策定し、老朽化対策を進めていく。</p>	町	<p>ストックマネジメント計画 策定済（H31）→見直し（臨時）</p>	
<p><農業集排水施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>■ 大規模調査なし</p>						
<p><下水道事業の業務継続計画の策定></p> <p>災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、対応体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。</p>	<p>災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、被害想定に基づく機能確保までの具体的な行動計画（初動対応や事前対策）等の必要な事項を明確にした業務継続計画を策定する必要がある。</p>		<p>災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の復旧が図られるよう、下水道事業の業務継続計画の内容を見直す</p>	町	<p>下水道業務継続計画 策定済（H29）→R3.5.31修正</p>	

事前に優先するべき目標					
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること					
リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 <small>個人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応方策の提考 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【災害対応庁舎等における機能の確保】					
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<代替庁舎の確保・災害対策本部機能の移転訓練>	大規模災害により庁舎等が使用不能となる不測の事態に陥らないよう、安全な立地にある代替庁舎の選定を行う必要がある。		大規模災害時の庁舎使用不可能という事態を念頭に、安全な立地にある代替庁舎の選定をするとともに、必要に応じて移転訓練等の実施を検討し、災害能力の維持・向上を図る。	市	
<行政施設の非常用電源の整備>	市町村庁舎等において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。	市	
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】					
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> ※再掲1-2					
<行政情報通信基盤の耐災害性の強化>	災害発生時の業務継続確保に向けて、非常用電源装置等による行政情報システム機器等の適切な維持管理について検討していく必要がある。		災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、行政情報システム機器等の適切な維持管理について検討していく。	市	
<行政情報の災害対策>	災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップも含めた庁内情報システムの全体最適化の検討を進めるとともに、情報システムのクラウド導入の検討を進めている。		災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報システムのクラウド化検討を進める。	市	基幹情報システムのクラウド化 ※現在は、周辺7市町村で運用中。
【行政機関の業務継続計画の策定】					
<業務継続計画の策定>	災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた業務継続計画（BCP）を策定した。		策定した業務継続計画を基に、災害発生時に優先的に実施すべき業務を迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。	市	大鰐町業務継続計画 【大規模災害編】 R3.4策定
【災害対策本部等機能の強化】					
<災害対策本部機能の強化> ※再掲2-3					
【受援・連携体制の構築】					
<広域連携体制の構築>	災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救済等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		これまで、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。	市 県	
<災害応援の受入体制の構築> ※再掲2-1					
【防災訓練の推進】					
<総合防災訓練の実施> ※再掲2-3					
<図上訓練の実施> ※再掲2-3					

<p>事前に保てるべき目標</p> <p>3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>※人命に直撃的・重大な被害を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応策の概要</p> <p>信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【災害対応庁舎等における機能の確保】					
<p><災害発生時の交通整理体制の構築></p> <p>災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通規制を行うため、県においては対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。</p>	<p>災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必要がある。</p>		<p>県又は黒石警察署からの情報を基に、両者との連携 うえ、災害発生時の的確な交通規制の確保に向けた取組を行う。</p>	<p>町 県</p>	

事前に伝えるべき目標					
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること					
リスクシナリオ		リスクシナリオを回避するための対応策の概要			
3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 ※人命に直接関与・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ		電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【電気通信事業者・放送事業者の災害対策】					
<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。	災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。		災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> ※再掲1-2					
<無線通信の冗長化> 防災行政無線の設置場所等、物理的な耐災害性の強化が図られている。	物理的な強化は図られているが、想定を超える災害での物理的被害を被った際に、無線が届きにくいエリアへの情報伝達対策についても、今後検討する必要がある。		物理的な強化のほか、通信状況の強化、通信手段の多重化による機能強化についても、今後検討していく。		防災行政無線デジタル化整備 R1
<総合防災訓練の実施> ※再掲2-3					
【電力の供給停止対策】					
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。		災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。		
<行政施設の非常用電源の整備> ※再掲3-1					

事前に保えるべき目標					
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと					
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 <small>※人余に直撃的・重大な被害を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応策の整備 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【企業における業務継続体制の強化】					
<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、町内企業に対し、業務継続計画（BCP）の策定を促進している。	経済活動が停滞することがないよう、企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、BCPの必要性について普及啓発していく必要がある。		企業における業務継続計画（BCP）策定がより一層促進されるよう、普及啓発を行っていく。	町事業者等	
【農林水産物の移出・流通対策】					
<農林水産物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林業施設の整備や、町内外の物流・販売関係者と種類関係の構築を図っている。	災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、農林業施設の整備を進めるとともに、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。		農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林業施設の整備を進めるとともに、町内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	町事業者等	
【物流機能の維持・確保】					
<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、変入れ、仕分け及び保管等の物流機能確保のため、関係団体との連携を図る。	災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。		災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題を整理の上、手順の策定や訓練等の実施に向けた取組を推進する。	町	
<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、県と連携して共有しながら、代替輸送ルートの確保を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、県と連携した取り組みが必要がある。		災害発生時において、円滑な連携が図られるよう県とより一層の情報共有を図っていく。	町	
【被災企業の金融支援】					
<被災企業への金融支援等> 町や県と連携して、災害発生後の被災企業への金融支援制度を設けている。	り災した企業が早期に事業を再開できるため、町や県と連携して、災害発生後の被災企業への金融支援制度を設けている。		り災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、関係機関との連携相談体制を確認する。	町	
【人材育成を通じた産業の体質強化】					
<人材育成を通じた産業の体質強化> 災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、県と連携して生産・製造技術やものづくり先進技術等の習得をテーマに経営者層や管理者に対し実践的な研修等を行い、経営基盤の維持・向上を図る。	迅速な経済活動の再開のためには、リーダーシップを発揮する人材が不可欠であることから、引き続き企業の人材育成を強化する必要がある。		迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを発揮する人材の育成を図るため、経営者層や管理者に対する研修等の実施に向けた取り組みを推進する。	町	
【道路施設の防災対策】					
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲1-1					
<海路における障害物の除去> ※再掲2-1					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> ※再掲1-1					

<p>手前に関連するべき目標</p> <p>4 経済活動を機能不全に陥らせないこと</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>個人余剰権限的・重大設備等およびリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の提示</p> <p>社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【エネルギー供給体制の強化】					
＜エネルギー供給事業者の災害対策＞ ※再掲3-3					
<p>＜石油元売会社からの供給確保＞</p> <p>大規模災害発生時の病院等重要施設への石油燃料供給対策として、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油元売会社との連携体制の構築について検討していく。</p>		石油元売会社との連携体制を構築するほか、災害発生時には石油元売り会社の大型タンクローリーが直接重要施設に供給することから、重要施設の設備等の情報を正確に共有しておく必要がある。	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練の実施についても検討していく。	町	
＜石油燃料供給の確保＞ ※再掲2-1					
【企業における業務継続体制の強化】					
＜企業の業務継続計画作成の促進＞ ※再掲4-1					
【道路施設の防災対策】					
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ ※再掲1-1					
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ ※再掲1-1					
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ ※再掲1-1					
＜道路における障害物の除去＞ ※再掲2-1					

申請に添えるべき目標					
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと					
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワークの機能停止 <small>※人命に直撃的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応方策の提示 基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【道路施設の防災対策】					
<緊急幹線道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<緊急幹線道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲1-1					
<道路における障害物の除去> ※再掲2-1					
<幹線街路の整備> ※再掲					
【基幹的交通ネットワークの形成】					
<基幹的交通ネットワークの形成> ■ 大規模投資なし					
【基幹的交通ネットワークの形成】					
<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> ※再掲1-1					

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>4 経済活動を機能不全に陥らせないこと</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>4-4 食料等の安定供給の停滞</p> <p>※人畜に直接判、重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の提示</p> <p>食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から地元食料品の生産・供給体制の強化を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【被災農林漁業者の金融支援】					
<p><被災農林漁業者への金融支援></p> <p>災害により被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るため、施設の復旧や再生産に要する経費を使途として融資する天災資金について、利子補給を行い、被災農林漁業者の金利負担を軽減している。</p>	<p>被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度が選択され融資手続が迅速に行われるよう支援する必要がある。</p>		<p>被災農林漁業者の速やかな事業再開に向けて、関係機関と連携し、有効な融資制度を整備し、その周知を図るとともに、融資手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。</p>	町	
【食料流通機能の維持・確保】					
<p><食料市場の早期復旧体制の構築></p> <p>生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、農協等の連携を図り早期復旧を図っている。</p>	<p>災害発生後においても、速やかに出荷を再開できるよう、平時から、農協等の出荷業者と連携し、食料流通の体制確保に向けた取組をする必要がある。</p>		<p>災害発生時等においても出荷流通を確実に継続できる体制を検討するとともに、食料の確保・提供のための機能の充実を図る。</p>	町	
<p><災害発生時における適正価格の維持></p> <p>農産品などについて、需要増による極端な高騰、風評被害による極端な低下などが起こらないよう、県と連携しながら、関係各者との連携体制を強化し、適正価格の維持を図っている。</p>	<p>農産品の極端な高騰や低下などが起こらないよう、県と連携しながら、関係各者との連携体制を強化し、適正価格の維持を図る必要がある。</p>		<p>農産品の極端な高騰や低下などが起こらないよう、県と連携しながら、関係各者との連携体制を強化し、適正価格の維持を図る。</p>	町	
【県産食料品の生産・供給体制の強化】					
<食料生産体制の強化> ※再掲2-1					
<p><多様なニーズに対応した地元づくり></p> <p>県では、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」の一環として、安全・安心で、多様な需要に対応する青森県産品づくりを図るため、加工食品の生産拡大、農作物の新たな品種やそれを育てる新たな技術の開発を行っている。</p>	<p>消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。</p>		<p>地元農産物を使った加工商品等の開発や販路開拓を支援し、多様なニーズに対応した新たな加工商品等の生産拡大を図る。</p>	町 事業者等	
<p><地元食料品の供給を支える人づくり></p> <p>安全・安心な農産物を今後も供給していくため、農業に携わる担い手育成や労働力確保に向けた取組を実施している。</p>	<p>安全・安心な農林水産物を安定供給するためには、後継者不在により廃業者が増加していることから、若手農業者の育成及び労働力確保の必要がある。</p>		<p>農業を維持・発展させ、農産物を安定供給するため、若手農業者の育成や、労働力確保に向けた取組を実施する。</p>	町	
<p><食料品製造業者の供給体制強化></p> <p>供給体制強化のため、食料品製造事業者を対象に、工場診断や生産性向上への支援を行うとともに、人材育成に対する取組を行っている。</p>	<p>災害発生時においても地元食料品が供給されるよう、生産工場の診断や、今後の生産性の向上を担う人材の育成を行う必要がある。</p>		<p>供給体制を強化するため、生産性向上への支援を行うとともに、ものづくり基盤技術人材育成実習や研修等交際に要する費用の一部助成により人材の育成を図る。</p>	町 事業者等	
<農業・水産施設の老朽化対策> ※再掲					
【用水供給体制の確保】					
<p><用水供給体制の確保></p> <p>異常洪水等による用水供給途絶に伴い、生産活動への大きな影響が出ないよう、節水後方活動、給水制限及び応急給水を行うとともに用水確保に向けた取組を実施している。</p>	<p>生産活動に大きな影響が出ないよう、関係機関と連携した用水確保に向けた取組を行う必要がある。</p>		<p>生産活動に大きな影響が出ないよう、関係機関と連携した用水確保に向けた取組を実施していく。</p>	町 久吉ダム水道企業団	

<p>事前の備えを促進</p> <p>5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【エネルギー供給体制の強化】					
＜エネルギー供給事業者の災害対策＞ ※再掲3-3					
＜ガス供給施設の老朽化対策＞	災害発生時においても地域内ガス供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、引き続き、県と連携し、施設の整備等に向けた体制作りの構築が必要となる。		災害発生時においても地域内ガス供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、引き続き、県と連携し、施設の整備等に向けた体制作りの構築を図る。	県	
＜避難所等への燃料等供給の確保＞ ※再掲2-1					
＜企業の業務継続計画作成の促進＞ ※再掲4-1					
＜石油燃料供給の確保＞ ※再掲2-1					
【再生可能エネルギーの導入促進】					
＜再生可能エネルギーの導入＞	再生可能エネルギーなどの地域エネルギー資源を最大限の活用するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する取組に対して支援を行っている。	災害発生時等において必要なエネルギーが自給できるよう、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに対して、支援する必要がある。	災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムの構築を目指す。	県	
＜電力系統の接続制約等の改善＞	2030年度の再生可能エネルギー発電導入量見込みを達成するために、県においては、送電線の増強や系統安定化のための対策を国に要望している。	送電網が脆弱な状況となっているため、再生可能エネルギー導入を拡大し、災害発生時においても有効に機能させるためには、送電線の着実な増強や蓄電池による系統安定化対策など、送電網の充実強化を図る必要がある。	脆弱な送電網を解消するため、県と連携しながら、送電網の充実強化について、検討していく。	県	
【道路施設の防災対策】					
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ ※再掲1-1					
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ ※再掲1-1					
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ ※再掲1-1					
＜道路における廃棄物の除去＞ ※再掲2-1					

<p>事前に低減すべき目標</p> <p>5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止</p> <p>※大会に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応策の概要</p> <p>上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【水道施設の防災対策】					
<水道施設の耐震化・老朽化対策> ※再掲2-1					
<水道施設の応急対策> ※再掲2-1					
<p><水道事業者の業務継続計画の策定></p> <p>災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に向けて取り組んでいる。</p>	<p>災害発生時において、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、被害想定に基づく機能確保までの具体的な行動計画（初動対応や事前対策）等の必要な事項を網羅した業務継続計画を策定する必要がある。</p>		<p>災害発生時における上水道供給の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、水道事業の業務継続計画を策定する。</p>	久吉ダム水道企業団	

<p>申請に保えるべき目標</p> <p>5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>※人命に直接、重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の整備</p> <p>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【下水道施設の機能確保】					
<下水道施設の耐震化・老朽化対策> ※再掲 2-7					
<下水道事業の業務継続計画の策定> ※再掲 2-7					
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> ※再掲					
<農業集落排水施設の耐災害性の確保> ■ 大網町はなし					
<遊覧所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の遊覧所等における衛生環境の維持のため、既設トイレ機能の確保のほか、仮設トイレ等の確保についても備蓄や、災害時の物資供給など協定を締結している。	既設トイレ機能の確保のほか、トイレカーの確保や、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄、入手方法を検討する必要がある。		既設トイレ機能の確保のほか、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄数等を検討する。また、トイレカーの確保等についても今後検討していく。	町	
【合併処理浄化槽への転換の促進】					
<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、公共浄化槽等整備推進事業により整備を推進する。	依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、下水道処理区域等以外においては引き続き単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。		単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、引き続き導入の推進の取組を実施する。	町	

<small>中前に掲げるべき目標</small> 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること					
<small>リスクシナリオ</small> 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態 <small>対人命・財産的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		<small>リスクシナリオを回避するための対応策の概要</small> 地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【道路施設の防災対策】					
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲1-1					
<道路における障害物の除去> ※再掲 2-1					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> ※再掲1-1					
【路線バスの運行体制の維持】					
<路線バスの運行体制の維持> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。	災害発生時における人員輸送について、引き継ぎ、バス事業者等と運行状況等に関する情報共有を図る必要がある。		引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。		

<small>手前を優先するべき目標</small> 6 重大な二次災害を発生させないこと					
<small>リスクシナリオ</small> 6-1 たため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 <small>深人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		<small>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</small> たため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、たため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【たため池、ダム等の防災対策】					
<small><農業用たため池の防災対策> ※再掲1-2</small>					
<たため池ハザードマップの作成>					
<small>規模の大きいたため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、県において、たため池ハザードマップ作成し、ホームページにも同ハザードマップを掲載している。</small>	<small>他のたため池についても、下流地域での災害を未然に防ぐため、たため池ハザードマップの作成を検討する必要がある。</small>		<small>他のたため池についても、下流地域での災害を未然に防ぐため、たため池ハザードマップの作成を検討する。</small>		
【防災施設の機能維持】					
<small><農山村地域における防災対策> ※再掲1-3</small>					

手前に関連するべき目標					
6 重大な二次災害を発生させないこと					
リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散 <small>※人命に直撃的・重大な被害を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応方策の提示 有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【有害物質の流出・拡散防止対策】					
<有害物質の流出・拡散防止対策> 災害発生に伴う危険物や市劇物の流出・拡散を防止するために、消防本部では、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づいて指導している。 市物・劇物の流失防止のため、市物劇物取扱い施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。	災害発生時においても、危険物・市劇物の流出・拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行う必要がある。また、事業所に対し、災害時における応急対策計画の策定についても指導が必要である。		災害発生に伴う危険物・市劇物の流出・拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	町 弘前地区消防事務組合	
<公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策> 公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準を遵守している。	水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものでないことから、流出時の措置について、検討する必要がある。		災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講じさせるため、流出時の措置について、訓練を実施する。	町	
<有害な産業廃棄物の流出等防止対策> 廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。	有害な産業廃棄物（特に硫酸、苛性ソーダ）が事業場外に流出することにより、生活環境への影響、住民の健康被害が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。 また、環境への影響や健康被害を防止するため、事業者に対し、有害な産業廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。		災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、薬品類の適正保管について普及啓発等を進める。	町	
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。		引き続き、県と連携し、災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	町 県	
【有害物質流出時の処理体制の構築】					
<有害物質流出時の処理体制の構築> 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。 流出事故発生時においては、公共用水域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実施する。	災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、水質汚染や健康被害の発生等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう測りやかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。		災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理が行えるよう、速やかに汚染の度合いを把握するため、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	町 県 国	
<有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、関係機関が動員し、対応する。	有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、関係機関との連携向上を図る必要がある。		有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、関係機関との連絡体制の強化を図る。	町 弘前地区消防事務組合	

事前に備えるべき目標					
6 重大な二次災害を発生させないこと					
リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃等による被害の拡大 <small>※人命に直撃的・重大な被害を及ぼすリスクシナリオ</small>		リスクシナリオを回避するための対応方策の整理 農地・森林等の荒廃等による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地等の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、治山施設等の老朽化対策等を実施する。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【荒廃農地等の発生防止・利用促進】					
<農地利用の最適化支援> 荒廃農地等の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地等の再生利用の取組を支援している。	有効に活用されていない荒廃農地・遊休農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、排水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地等の解消を推進する必要がある。		災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、町、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を進め、荒廃農地等の発生防止・解消に取り組む。	町	
<農地の生産基盤の整備推進> 荒廃農地等の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進している。	異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。		災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	町	
【森林資源の適切な保全管理】					
<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。	近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加していることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ずる必要がある。	○	引き続き、県などと連携しながら、森林所有者の造林意欲向上につながる低コスト化技術の普及・定着や社会全体で再造林を支援する新たな仕組みづくりに取り組み、森林の適切な保全を図る。	町 県 事業者等	
<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。	森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に、森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。		森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、県などと連携しながら、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のP Rリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	町 県 事業者等	
【農山村地域における防災対策】					
<農山村地域における防災対策> ※再掲1-3					
【農林水産業の生産基盤の防災対策】					
<農業・水産施設の老朽化対策> ※再掲					

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>6 重大な二次災害を発生させないこと</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p> <p>※人命に直撃的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の提示</p> <p>風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【風評被害の発生防止】					
<p><正確な情報発信による風評被害の防止></p> <p>安全・安心な地元農産品を国内外に広くアピールするため、市場、販売店などのプロモーションなどを平時から消費者や販売業者等に対し安全・安心な県産品の情報発信を行っている。</p>	<p>災害発生に伴う風評被害を防止するためには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、地元農産品の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。</p> <p>海外においては、一部に依然として放射能物質について懸念している消費者等がいることから、引き続き、県などと連携しながら安全性を情報提供していく必要がある。</p>		<p>災害発生時における地元農産品の風評被害の防止に向けて、県や民間事業者と連携し、正確な情報発信を実施する。</p>	<p>町 県 事業者等</p>	
<p><物流関係者との信頼関係の構築></p> <p>美味しく、安全・安心な県産品をPRするため、トップセールスや青森フェア等を実施し、県内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。</p> <p>県産農林水産物の安全・安心確保に向けて、生産から加工・流通・販売に携わる関係者と情報を共有するための会議を開催している。</p>	<p>災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろから本県産の安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。</p>		<p>災害発生時の風評被害防止に向けて、卸販店・スーパーや消費者等との間にさらに強い信頼関係を構築するため、県と市町村の連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイトの適切な更新等により、県安全・安心性のPRの強化を図るとともに、引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図る。</p>	<p>町 事業者等</p>	
【風評被害の軽減対策】					
<p><風評被害の軽減対策></p> <p>県産品の安全性を確認するとともに、消費者に対し正確な情報を発信し、信頼確保に努めている。</p>	<p>災害発生等による風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。</p>		<p>災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。</p>	<p>町 事業者等</p>	

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>7-1 大量に発生する廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事象</p> <p>※入倉に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【災害廃棄物の処理体制の構築】					
<p><災害廃棄物処理計画の策定></p> <p>災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、「大崎町災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。</p>	<p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、基本的には被災市町村がその処理を担うことから、計画を実際に運用するための詳細な手順を確認する必要がある。</p>		<p>「大崎町災害廃棄物処理計画」を作成し、災害の規模や発生場所に応じ、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理するよう、国や県、関係団体等とさらなる情報共有及び連携を図る。</p>	<p>町 近隣市町村 県</p>	
<p><災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理やし尿処理が行われるよう、関係団体や関係自治体との協定締結等の対応が必要である。</p>	<p>災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に関係する情報を共有する等、引続き関係団体との連携を推進する必要がある。</p>		<p>災害発生時において、円滑に災害廃棄物が処理されるよう、関係団体間の情報共有を図り連携を強化する。</p>	<p>町 県 事業者等</p>	
<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>農業資材等に係る廃棄物の円滑な処理を行うため、町や農協等による処理体制を検討している。</p>	<p>災害発生時において、被災農業資材等の発災物が円滑に処理されるよう、平時から事業者等に関する情報を共有し、関係団体との連携を推進する必要がある。</p>		<p>災害発生時において、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。</p>	<p>町 県 事業者等</p>	
<p><大気中への有害物質の飛散防止対策> ※再掲6-2</p>					
【廃棄物処理施設被災による長期間の機能停止対策】					
<p><廃棄物処理連携体制の構築></p> <p>町内で発生するごみは、近隣6市町村で構成する弘前地区環境整備事務組合（弘環組合）が管理するごみ処理施設へ搬入され、処理されている。町内で発生するし尿等は、近隣8市町村で構成する津軽広域連合が管理するし尿等希釈投入施設で希釈し、県が管理する下水道浄化施設で処理されている。</p>	<p>大規模広域災害の発生時は、ごみ処理施設そのものの被災によるごみ処理能力の低下のほか、6市町村のごみごみ処理施設へ持ち込まれるため、弘環組合による搬入制限が設定されることが想定される。この場合、民間の産業廃棄物処理施設や、管外（県内又は県外）のごみ処理施設への搬送を検討する必要がある。し尿の処理についても同様に、管外（県内又は県外）のし尿等処理施設への搬送を検討する必要がある。</p>		<p>民間の産業廃棄物処理施設や、管外（県内又は県外）のごみ処理施設及びし尿処理施設と連携を図る。</p>	<p>町 近隣市町村</p>	
【豪雨被災による長期間の機能停止対策】					
<p><火葬施設連携体制の構築></p> <p>平成4年から使用している施設のため、老朽度調査が必要である。</p>	<p>老朽度調査に基づき施設改修を進め、施設の減災を検索する必要がある。</p>		<p>老朽度調査に基づき施設改修を進め、施設の減災を検索する。</p>	<p>町 近隣市町村</p>	

事前に備えるべき目標						
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること						
リスクシナリオ		リスクシナリオを回避するための対応方策の概要				
7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、支援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。				
※人余り直轄的・重大影響を及ぼすリスクシナリオ						
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
【防災ボランティア受入体制の構築】						
<防災ボランティア受入体制の構築> 風水害等の災害時における応急対策に必要な人材を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者支援活動を支援するため、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。	災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、引き続き、体制の維持、防災ボランティアコーディネーターを育成していく必要がある。		災害発生時における防災ボランティアの円滑な受け入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、ネットワークづくりを進めるなど、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。			
<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、大朝町社会福祉協議会等と連携した防災ボランティアの育成等について検討している。	災害発生時に被災者の多様なニーズに対応し円滑な救済活動を実施するためには、平常時から様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアを育成する必要がある。		大朝町社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体を対象として防災に関する研修や訓練等の実施及びその方法を検討し、防災ボランティアの育成を図る必要がある。			
【技術職員等の確保】						
<復旧作業等に係る技術者等の確保> ※再掲2-2						
<災害応急の受入体制の構築> ※再掲2-1						
【建設業の担い手の育成・確保】						
<建設業の担い手の育成・確保> 社会資本整備や災害対応を担うなど、市民の暮らしと地域の安全・安心を守り、地域に不可欠な建設業が将来にわたり存続できるよう、冬季の除排雪事業への参入など、担い手確保に向けた取組を進めている。	地域の建設業は、建設投資の縮小に伴う競争の激化や、従業員の高齢化、若年入職者の減少による担い手不足がとりわけ深刻であることから、地域の建設業が将来にわたり存続していくため、担い手の安定的な確保に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。		社会資本整備や災害からの復旧・復興を担う建設業の担い手の安定的な確保に向けて、公共工事全般において適正価格によるの設計積算に努める。			
【農林水産業の担い手の育成・確保】						
<農林水産業の担い手育成・確保> 町の基幹産業である農業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の確保に取り組んでいる。	災害による被害から地域経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、農業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。		基幹産業である農業の成長産業化に向けて引き続き課題を踏まえながら、地域を支える担い手の育成・確保に取り組む。			
(農業の担い手育成・確保) 生産活動や地域活動などを実施し、地域の将来を支えていく担い手を育成している。	農業を支える多様な人材を育成・確保するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成する必要がある。		高品質な農産物の生産や高付加価値化など、これからの農業を支える多様な人材を確保・育成するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成するための取組を実施する。			
(林業の担い手育成・確保) 林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進している。	林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する必要がある。		林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する。			
【人材育成を通じた産業の体質強化】						
<産業を支える人材の育成> 経済や雇用の大きな柱である本県のものづくり産業を支えるため、県や関係機関と連携し、企業の人材育成に対する支援について検討していく。	大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な能力を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。		円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者層に必要な技術習得を支援するなど、県や関係機関と連携し、企業の人材育成に対する支援について検討していく。			
【キャリア教育等の推進】						
<キャリア教育等の推進> ■大朝町該当なし						
【防災人材育成】						
<災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成> ※再掲						
<自主防災組織の設立・活性化支援> ※再掲1-1						
<消防力の強化> ※再掲1-1						
<消防団の充実> ※再掲1-1						
<被害認定調査等の体制確保> 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等に対応できる体制づくりの必要がある。	被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の運用や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時から体制を確立し、災害時には迅速かつ的確に実施していく必要がある。		発災時に迅速かつ的確な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の対応ができる体制を確立する。			

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること</p>					
<p>リスクシナリオ</p> <p>7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>※人畜に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		<p>リスクシナリオを回避するための対策の概要</p> <p>地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。</p>			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【応急仮設住宅の確保等】					
<p><応急仮設住宅の迅速な供給></p> <p>災害発生時、迅速に応急仮設住宅を供給するため、県及び関係団体と連携を図りながら、応急仮設住宅の整備マニュアルの作成等について検討する。</p>	<p>応急仮設住宅の建設に係る具体的な手順等が定められていないことから、県や関係団体と連携を図りながら、具体的な整備マニュアル等を作成する必要がある。</p>		<p>災害発生時に迅速に応急仮設住宅を供給するため、県や関係団体と連携を図りながら、整備マニュアル等を作成し、応急仮設住宅の建設について体制を確保する。</p>	町	県
【地域コミュニティの強化】					
<p><地域防災力の向上></p> <p>毎年、町が主催する防災訓練等への参加を依頼しており、訓練を通じて防災力の向上を図っている。</p>	<p>地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が必要である。</p>		<p>今後も町が主催する防災訓練等への積極的な参加を呼び掛けるとともに、各地区の実状に合わせた自主的な防災訓練を行う団体の支援等も検討・実施し、地域コミュニティの活性化とともに地域防災力の向上を図る。</p>	町	
<p><地域コミュニティの維持・活性化></p> <p>地域コミュニティの維持・活性化のため、地域の特性を活かした自主的な課題解決に取り組む団体を対象に、住民参加型まちづくり事業補助金を交付している。</p>	<p>少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、人口減少が進んでおり、地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組が必要である。</p>		<p>災害発生時における共助を支える地域コミュニティの強化に向けて、引き続き、地域における自主的な取組を支援し、地域活動の維持・活性化を図る。また、地域おこし協力隊等の外部人材の円滑な受け入れや地域への定着、地域コミュニティの強化へつなげるよう、新たな取組を検討していく。</p>	町	
<p><農山漁村の活性化></p> <p>「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。</p>	<p>人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。</p>		<p>農業者並びに地域の人々などの参加を促進し、各地区の自治組織が主体となる様々な活動・取組を実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。</p>	町	
<p><地域コミュニティの担い手育成></p> <p>地域コミュニティの基盤となる町会の維持・活性化のため、町会復興の担い手育成を目的とした講座の開催など、地域を支える人材育成に係る取組を検討していく。</p>	<p>町会活動の担い手不足が大きな課題となっているため、活動を担う人材育成に取り組む必要がある。</p>		<p>地域コミュニティの基盤となる町会の維持・活性化に向けて、地域を支える人材の育成を支援し、持続可能な地域活動の実現に取り組む。</p>	町	
<p><地域を支えるリーダーの育成></p> <p>チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域づくりに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るための取組を検討していく。</p>	<p>地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。</p>		<p>地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けた取組を検討する。</p>	町	事業者等
<消防団の充実> ※再掲1-1					

事前に備えるべき目標					
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること					
リスクシナリオ		リスクシナリオを回避するための対応策の概要			
7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <small>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</small>		鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。			
現在の取組・施策	脆弱性評価	重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
【鉄道の運行確保】					
<鉄道事業者との連携による早期復旧> 災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、鉄道事業者との間で、列車の重大事故、トンネル橋梁の崩落等、大規模な交通障害が発生又は発生するおそれのある場合における連絡体制を構築している。 また、その他の鉄道事業者との間で、緊急時対応のため、連絡情報等を含む情報共有を平時から行っている。		災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。		
【道路施設の防災対策】					
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> ※再掲1-1					
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> ※再掲1-1					
<道路における障害物の除去> ※再掲2-1					
【基幹的道路交通ネットワークの形成】					
<基幹的道路交通ネットワークの形成> ※再掲					
【代替交通・輸送手段の確保】					
<代替交通手段の確保> ※再掲1-4					
<代替輸送手段の確保> ※再掲2-2					
<輸送ルート代替性の確保> ※再掲4-1					